

## 高等学校等修学給付金の対象世帯の臨時的拡大

### 1 制度概要

高校生のいる世帯に対し、教育費（授業料以外）の負担軽減を図るために給付金（5万円）を支給する武蔵野市独自の制度。東京都奨学給付金の対象である生活保護受給世帯、市民税・都民税所得割額の非課税世帯を除いた一定所得以下の世帯（年収が4人家族の場合で約270万円～500万円程度の世帯）を対象としている。

### 2 対象世帯の臨時的拡大

通常、前年の収入に基づいて算定された市民税・都民税の所得割額で審査を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合（失業・休職・収入減など）については、直近の収入状況を踏まえた審査を行う。

※審査については、令和2年3月以降の最低2カ月分の収入を証明する書類と令和2年2月以前の1カ月分の収入を証明する書類の提出を受けて行う。

### 3 申請期間

令和2年7月1日から令和2年9月15日まで

※高校生のいる世帯にハガキを郵送して案内する。